令和７年４月　第２回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和７年　４月　２５日（金）
開催場所	小川町民会館（リリックおがわ）　会議室１・２
開催時刻宣告者	~~午前~~・午後　２　時　５　分　小川町農業委員会長
閉会時刻宣告者	~~午前~~・午後　４　時　１５　分　小川町農業委員会長

議長	山田　富子（会長）

	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
農業委員	1	田口　英夫	出席　~~欠席~~	8	根岸　孝雄	出席　~~欠席~~
	2	関口　豊	出席　~~欠席~~	9	笠原　敏夫	出席　~~欠席~~
	③	中野　勝	出席　~~欠席~~	10	横田智恵美	出席　~~欠席~~
	④	落合　治安	出席　~~欠席~~	11	田中　正之	出席　~~欠席~~
	5	有井　佑希	出席　~~欠席~~	12	長谷部良司	出席　~~欠席~~
	6	森　　功一	出席　~~欠席~~	13 副会長	永田　宏	出席　~~欠席~~
	7	島田　一	出席　~~欠席~~	14 会長	山田　富子	出席　~~欠席~~
	出席委員	１４名		欠席委員	０名	

	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
農地利用最適化推進委員法第29条により出席した	小川	田中　宗夫		竹沢	尾上　一記	
		根岸　修一			青木善太郎	
	大河	岡本　幸教		八和田	栗原　幸二	
		塚越　雄一			水上　豊	
					横瀬雄一郎	
	出席委員	９名				

議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
				奥田　賢一	事務局長
				安藤　朋男	次長
				櫻井　翔太	主事

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議案第３号　農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画の案について

議案第４号　令和７年度最適化活動の目標の設定等(素案)について

報告第１号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

第２回定期総会議事録

議長	定刻になりましたので、ただいまより令和７年４月第２回総会を開会いたします。 開会時間は午後２時５分です。 なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第２９条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。出席農業委員は１４名中１４名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は９名です。 お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。 つづきまして日程１、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号３番「中野勝」委員、４番「落合　治安（おちあい　はるやす）」委員にお願いいたします。 それでは、日程に従い議事に入ります。 日程２、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は１件の申請がありました。はじめに、申請番号１番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について「申請人より農地法第３条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。 農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第３条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。 それでは申請番号１番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。 （申請番号１番について読み上げ） 農地を取得するには３つの許可要件がございます。 １つ目は、借り手や買い手など、農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。 ２つ目は、権利を取得する者は、年間１５０日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。 ３つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。 今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間１５０日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。 残りの２要件、申請地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。☒ 現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。 最後に、調査区は小川地区になります。以上、説明とさせていただきます。
議長	それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
１番　田口委員	１番、田口が報告いたします。

第２回定期総会議事録

	４月１９日、午前９時に下里農村センターに集合し、農業委員３名、推進委員２名、計５名で現地調査を行いました。 １番はきれいに耕作されており、特に問題ないと判断しました。 以上です。
議長	他の農地はいかがでしたか。借入地を含め、すべての農地を耕作していましたか。
３番　中野委員	３番、中野が報告いたします。 譲受人が耕作している場所を確認しましたが、すべて耕作管理されており、周辺への影響もないと判断をしました。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号１番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので申請番号１番については可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして日程３、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は１件の申請がありました。はじめに、申請番号１番について事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第５条第１項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。 「農地法第５条第１項の規定による許可申請」とは、農地の売買または貸し借りなどの権利移動を伴う農地転用のことで、市街化調整区域内において、農地を農地以外に変更したい場合には埼玉県知事の許可が必要になります。 今回は、市街化調整区域内の農地を売買して蓄電所（農地以外の地目）に転用し、所有権の移転を行う申請となりますので、「農地法第５条第１項の規定による許可申請」の議案となります。当農業委員会に於いては、その適否を諮り、その結果を意見書として県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、申請番号１番につきまして説明させていただきます。 （申請番号１番について説明）

第２回定期総会議事録

	本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額自己資金で賄われており、それを証する書類が添付されております。また、隣接する農地の耕作者からの同意書が添付されていることを申し添えます。 なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第２種農地」に当たると判断されます。 最後に、調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
議長	それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
１番　田口委員	１番、田口が報告いたします。 ４月１９日、午前９時に下里農村センターに集合し、農業委員３名、推進委員２名、計５名で現地調査を行いました。 １番は整地した状態でしたが、若干接道との段差がありすぐに工事に入るかは疑問に思いました。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
７番　島田委員	はい。
議長	はい、島田委員。
７番、島田委員	７番、島田です。 先ほどの現地調査の説明ですが、工事の為の整地を始めたのでしょうか。
１番　田口委員	耕作の為の整地なら問題ないです。ただ、工事の為の整地だと接道との段差が若干あるので、すぐに入れるのか疑問に思いました。
議長	農地としては、整地されているということですか。
１番　田口委員	そうです。
議長	わかりました。他にはございますか。
１番　田口委員	１番、田口です。 １番は初めての事案ですが、危険性はないのか、安全性の確保はできているのでしょうか。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。 安全性という事ですが、コンテナ型の蓄電池が搭載されている蓄電所になります。

第２回定期総会議事録

	そちらのコンテナに水冷冷却の設備が付いており、安全基準は満たしている機器という事で、図面や添付書類の中で確認はとれております。 また、そちらを管理する為のコンピューターもすべて敷地内に設置され、２４時間、遠隔での監視管理をする事も確認がとれております。 国全体としてみると増えてきている施設ですので、そういった点も含めてご審議していただけますか。
１番　田口委員	はい。
議長	田口委員、どうぞ。
１番　田口委員	需要と供給があると思いますが、供給は会社、需要は小川町、角山エリアですか。
事務局	東京電力の赤浜小川線の電線系統内の電力の受給者がメインだと思います。 電力供給が不足する時間帯に蓄電所から不足分を供給できる設備で、事業者にとってはメリットがある事業だと思います。 需要者は誰か、事務局の方では見えてない部分もございますが、設備として余って蓄電された電力が足らない時間に供給されるわけですから、小川町にとってもメリットはあるのかなと考えます。
１番　田口委員	補助金はでますか。
事務局	町からは出ないと把握しています。 経済産業省の方でそういった事業を推進している部分があるという事なので、補助金については可能性があるかと考えています。
１番　田口委員	今後、このような施設は増えますか。
事務局	事務局としては、そのような施設が増えてきた際には、農地法と他法令の基準に合わせて厳格に判断をいたします。 農地を守っていくためには、農地の遊休化を防ぐ取り組みが重要になってくると思います。再生化エネルギーの利用と合わせて充分に注視していくことも必要かと考えております。
２番　関口委員	２番、関口です。 蓄電所は何万ボルトの容量ですか。冷却はどのくらいもちますか。
事務局	申し訳ございませんが、お調べして後ほどの回答でもよろしいでしょうか。 施設は電線系統の下でないと設置ができません。東京電力と事業所の方で電線から電力を取る系統接続というものを既にしておりまして、系統接続可能の回答の文書を確認しております。 なお、本件は調整区域内の白地の農地、農用地区域外の農地であり、かつ、農地として大きく改良区などに繋がっていない第二種農地で少し集団性の低い農地という事で、県の方としても許可の見込みができると事前相談の回答が来ておりましたので、事務局としては審議の必要があると判断をいたしました。

第２回定期総会議事録

議長	他にございますか。 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号１番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので申請番号１番については可決、承認されました。ありがとうございました。 なお、議案第２号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。 つづきまして、日程４、議案第３号「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の案について」を上程いたします。 審議の進め方について、先に委員の皆様にお諮りします。各地区、申請番号順に地区毎に一括で現地調査報告と質疑、採決をとる方法で議事を進めたいと思います。ただし、委員及び新規就農者が関係する案件については、その地区の冒頭で個別に審議した後、残りの案件について一括採決をとる方法で議事を進めたいと提案します。よろしいでしょうか。 （異議なし）
議長	承認が得られたということで、議案第３号につきましては地区ごとの一括採決で進めさせていただきます。 それでは、これより審議に入ります。今回は、１３３筆について申請がありました。土地の所在地等の説明は、特に必要な場合以外は省略しても差し支えないといたします。 はじめに、小川地区の申請内容について審議に入ります。小川地区の案件は２４件で、関係委員がおりますので先に委員関係案件を審議いたします。申請番号１９番について、関係委員である有井委員の退出を求めます。 （有井委員、退出）
議長	それでは、有井委員の関係案件、申請番号１９番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。議案第３号、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の案について「小川町長から、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、意見の決定を諮る」とのことです。

第２回定期総会議事録

農地中間管理事業は、貸借を中心とした農地の中間的な受け皿機能を強化し、認定農業者や新規就農者など新規参入の促進によって、農地利用の効率化と生産性を向上させることを目的とした、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいた貸し借りの制度です。埼玉県では、中間管理機構として埼玉県農林公社が転貸人となり、農地の貸し付けを希望する土地所有者から農地を借り受け、集積し、借受人となる耕作者に農地の貸し付けを行います。

これまでは、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権が主な貸し借りの制度でしたが、法改正によって利用権制度が廃止されましたので、令和７年４月１日以降は中間管理事業による貸借の契約が主な手法となっております。

農業委員会は、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見を町に報告し、その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。

小川町では年３回、この申し出を受け付けており、農業委員会では４月、９月、１月の案件として審議する予定です。

以上を踏まえまして、議案の説明に入らせていただきます。

今回の申請は、小川地区２４筆、大河地区３７筆、竹沢地区１筆、八和田地区７１筆、合計１３３筆で、合計面積は１５２，６０９㎡です。新規就農者が１名おりますので、該当する大河地区議案の冒頭で、個別に説明させていただきます。

なお、申請に基づく権利関係者からの同意要件はすべて満たしていることを申し添えます。

それでは、議案書の７ページをご覧ください。案内図については、各自ご確認をお願いします。また、時間の関係もございますので、議案書の内容から「申請番号、所在、地番、現況地目、面積、借受人」についての６項目を読み上げさせていただきます。他の内容については議案書をご確認ください。

事務局　それでは、申請番号１９番について読み上げます。

（議案書を朗読）

最後に調査区は、小川地区になります。

議長　それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

３番　中野委員　３番、中野が報告いたします。

４月１９日、９時に農業委員３名、推進委員２名、計５名で下里の農村センターに集合し現地調査を行いました。

１９番は耕作後の管理がされた状態でした。

以上です。

議長　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。はじめに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長　それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

第２回定期総会議事録

（質疑なし）

議長　　他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号１９番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　　全員賛成ですので申請番号１９番については可決、承認されました。有井委員の着席を命じます。

（有井委員、着席）

議長　　つづきまして、委員関係案件を除く申請番号１番から２４番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局　　それでは、委員関連案件を除く申請番号１番から２４番について読み上げます。

（議案書を朗読）

最後に調査区は、小川地区になります。

議長　　それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

３番　中野委員　　３番、中野が報告いたします。
４月１９日、９時に農業委員３名、推進委員２名、計５名で下里の農村センターに集合し現地調査を行いました。
１番は耕作管理されている状況でした。
２番から４番は麦が作付けされていました。
５番から８番は耕作後の管理された状況でした。
９番は管理されている状況です。
１０番、１１番は耕作後管理された状況です。
１２番から１８番は管理されているきれいな状態でした。
２０番は麦が作付けされていました。
２１番は耕作後の管理された状態でした。
２２番から２４番は草刈管理されいる状況でした。
以上です。

議長　　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。はじめに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長　　それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

第２回定期総会議事録

（質疑なし）

議長　　他に質疑がないようですので、採決に入ります。委員関係案件を除く申請番号１番から２４番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　　全員賛成ですので、委員関係案件を除く申請番号１番から２４番については可決、承認されました。これにより、小川地区の案件はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
つづきまして、大河地区の申請内容について審議に入ります。大河地区の案件は３７件で、関係委員がおりますので先に委員関係案件を審議いたします。申請番号３１番から３９番について関係委員である横田委員の退出を求めます。

（横田委員、退出）

議長　　それでは、横田委員の関係案件、申請番号３１番から３９番について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　それでは、申請番号３１番から３９番について読み上げます。

（議案書を朗読）

最後に調査区は、大河地区になります。

議長　　それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

６番　森委員　　６番、森が報告いたします。
４月１９日、９時にパトリアに集合し、農業委員３名、推進委員２名、計５名で現地調査を行いました。
３１番から３５番は耕作準備の状態です。
特に問題ありません。
以上です。

塚越推進委員　　推進委員の塚越が報告いたします。
３６番から３９番はすべて耕作、耕うん済、後に野菜の耕作準備の状態です。
以上です。

議長　　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。はじめに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長　　それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

第２回定期総会議事録

（質疑なし）

議長　　他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号３１番から３９番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　　全員賛成ですので申請番号３１番から３９番については可決、承認されました。横田委員の着席を命じます。

（横田委員、着席）

議長　　つづきまして、新規就農者の関係案件、申請番号２５番、２６番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　それでは、申請番号２５番、２６番について読み上げます。

（議案書を朗読）

新規就農者の借受人について補足で説明させていただきます。
別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」をご覧ください。
借受人は腰越にお住いの５４歳。
作目構成は米、大豆です。
経営方針は、有機農業です。
農業経験は特にないとのことです。
賃貸借契約後は、５２歳の弟と２人で年間１８０日程度、農作業に従事される予定です。
また、農機具はトラクター１台、耕運機１台、草刈り機３台を所有されております。
なお、借受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。
現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。
最後に調査区は、大河地区になります。

議長　　それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

９番　笠原委員　　９番、笠原が報告いたします。
４月１９日、パトリアに集合し、農業委員３名、推進委員２名、計５名で現地調査を行いました。
２５番、２６番はきれいに耕作され、田植え前の状態です。
以上です。

議長　　新規就農者について特に補足説明はございませんか。

９番　笠原委員　　入口には農園の看板も立ててあり、すぐにでも耕作できる状態です。
地元の森林組合の合意もあり、水路の掃除もすると報告が出ております。

第２回定期総会議事録

	先ほど事務局も申しましたが、トラクターを１台所有しており、弟さんと一緒に耕作するとの事です。 自宅から田までは徒歩で数分の場所です。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。はじめに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号２５番、２６番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので申請番号２５番、２６番については可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして、委員関係案件を除く申請番号２７番から６１番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、委員関連案件を除く申請番号２７番から６１番について読み上げます。 （議案書を朗読） 最後に調査区は、大河地区になります。
議長	それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
１０番　横田委員	１０番、横田が２７番から３０番を報告いたします。 ２７番はネギが作付けされていました。 ２８番は耕作管理されていました。 ２９番は花が栽培されていました。 ３０番は耕作管理されていました。 以上です。
岡本推進委員	推進委員の岡本が４０番から４３番を報告いたします。 ４０番は花桃が栽培され出荷後の状態でした。 ４１番から４３番は耕作可能な状態でした。 以上です。
９番　笠原委員	９番、笠原が４４番から６１番まで報告いたします。

第２回定期総会議事録

４４番から５９番は良く整備された農地で、ほとんど麦を耕作していました。
耕作されてない場所は稲作の準備の状態で、麦の耕作の場所も収穫後は稲作の耕作をするとのことです。
６０番、６１番は春野菜の作付け準備の状態でした。
以上です。

議長　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。はじめに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長　それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

（質疑なし）

議長　他に質疑がないようですので、採決に入ります。委員関係案件を除く申請番号２７番から６１番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　全員賛成ですので、委員関係案件を除く申請番号２７番から６１番については可決、承認されました。これにより、大河地区の案件はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
つづきまして、竹沢地区の申請内容について審議に入ります。竹沢地区の案件は１件で、関係委員はおりません。申請番号６２番について、事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは、申請番号６２番について読み上げます。

（議案書を朗読）

最後に調査区は、竹沢地区になります。

議長　それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

尾上推進委員　推進委員の尾上が報告いたします。
４月２２日、９時に農業委員２名、推進委員２名、計４名で靱負の区民センターに集合し現地調査を行いました。
６２番は作付けの準備の状態でした。
以上です。

議長　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。はじめに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

第２回定期総会議事録

議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号６２番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので申請番号６２番については可決、承認されました。これにより、竹沢地区の案件はすべて可決承認されました。ありがとうございました。 つづきまして、八和田地区の申請内容について審議に入ります。八和田地区の案件は７１件で、関係委員がおりますので先に委員関係案件を審議いたします。申請番号７１番から７３番、１２４番、１３１番から１３３番について、関係委員である島田委員の退出を求めます。 （島田委員、退出）
議長	それでは、島田委員の関係案件、申請番号７１番から７３番、１２４番、１３１番から１３３番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番号７１番から７３番、１２４番、１３１番から１３３番について読み上げます。 （議案書を朗読） 最後に調査区は、八和田地区になります。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
２番　関口委員	２番、関口が報告いたします。 ４月２２日、農業委員５名、推進委員３名、計８名で八和田公民館に７時半に集合し現地調査を行いました。 ７１番は耕作されていました。 ７２番は麦が耕作されていました。 ７３番は耕作されていました。 １２４番は耕作されていました。 １３１番、１３２番は麦が耕作されていました。 １３３番は耕作されていました。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。はじめに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）

第２回定期総会議事録

議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	（質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号７１番から７３番、１２４番、１３１番から１３３番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、申請番号７１番から７３番、１２４番、１３１番から１３３番については可決、承認されました。島田委員の着席を命じます。
	（島田委員、着席）
議長	つづきまして、申請番号８９番、９０番、１０９番について、関係委員である根岸孝雄委員の退出を求めます。
	（根岸委員、退出）
議長	それでは、根岸委員の関係案件、申請番号８９番、９０番、１０９番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番号８９番、９０番、１０９番について読み上げます。
	（議案書を朗読）
	最後に調査区は、八和田地区になります。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
２番　関口委員	２番、関口が報告いたします。 ４月２２日、農業委員５名、推進委員３名、計８名で八和田公民館に７時半に集合し現地調査を行いました。 ８９番、９０番は耕作されていました。 １０９番は麦が耕作されていました。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。はじめに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
	（質疑なし）
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

第２回定期総会議事録

（質疑なし）

議長　　他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号８９番、９０番、１０９番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　　全員賛成ですので、申請番号８９番、９０番、１０９番については可決、承認されました。根岸委員の着席を命じます。

（根岸委員、着席）

議長　　つづきまして、申請番号９３番、９４番、１０８番、１１０番から１１３番、１２１番について、関係委員である関口委員の退出を求めます。

（関口委員、退出）

議長　　それでは、関口委員の関係案件、申請番号９３番、９４番、１０８番、１１０番から１１３番、１２１番について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　それでは、申請番号９３番、９４番、１０８番、１１０番から１１３番、１２１番について読み上げます。

（議案書を朗読）

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長　　それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

７番　島田委員　　７番、島田が報告いたします。
４月２２日、農業委員５名、推進委員３名、計８名で八和田公民館に７時半に集合し現地調査を行いました。
９３番は除草管理されていました。
９４番、１０８番は耕うん管理されていました。
１１０番から１１２番は小麦が作付けされていました。
１１３番、１２１番は耕うん管理されていました。
以上です。

議長　　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。はじめに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長　　それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

第２回定期総会議事録

（質疑なし）

議長　他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号９３番、９４番、１０８番、１１０番から１１３番、１２１番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　全員賛成ですので、申請番号９３番、９４番、１０８番、１１０番から１１３番、１２１番については可決、承認されました。関口委員の着席を命じます。

（関口委員、着席）

議長　つづきまして、委員関係案件を除く申請番号６３番から１３３番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは、委員関連案件を除く申請番号６３番から１３３番について読み上げます。

（議案書を朗読）

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長　それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

１１番　田中委員　１１番、田中が６３番から８８番まで報告いたします。
６３番から６８番は田植え前の耕うんされた状態でした。
６９番、７０番は耕作されていました。
７４番は管理された状態でした。
７５番はじゃが芋、ネギなどが栽培されていました。
７６番は草刈がされた形跡がない状態でした。
７７番、７８番は田植え前の耕うんされた状態でした。
７９番は人参などが作付けされていました。
８０番は野菜が作られていました。
８１番から８３番は田植え前の耕うんされた状態でした。
８４番は草刈管理された状態でした。
８５番から８７番は田植え前の耕うんされた状態でした。
８８番は耕作されている状態でした。
以上です。

７番　島田委員　７番、島田が報告いたします。
９１番はいろいろな野菜が耕作されていました。
９２番は耕うん管理されていました。
９５番は大麦が耕作されていました。
１０１番から１０７番は田植え前の耕うん管理がされていました。
１２５番、１２６番は耕うん管理されていました。
１２７番から１３０番は葡萄畑です。

第２回定期総会議事録

以上です。

２番　関口委員　２番、関口が報告いたします。
９５番から１００番は野菜が作付けされていました。
１０１番から１０７番は耕うんされていました。
１０８番は草刈がされていない状態でした。
１１７番、１１８番は耕うんされていました。
１１９番、１２０番は野菜を耕作していました。
１２２番、１２３番は野菜を耕作していました。
１１４番から１１６番は、トラクターは置いてありますが草刈をされた形跡がない状態でした。
以上です。

議長　７６番、１１４番から１１６番について事務局から説明をお願いします。

事務局　事務局です。
７６番は数年間こういった状況でしょうか。
１１４番から１１６番は、今現在は草刈がされていますが、耕作などはされていない状態です。

議長　ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。はじめに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

２番　関口委員　はい。

議長　関口委員、どうぞ。

２番　関口委員　２番、関口です。
地主は現状を把握してますか。

議長　事務局より説明をお願いします。

事務局　事務局です。
こちらは農政担当の方から諮問がきたもので、申請する必要があるという判断のもと議案として載せさせていただいております。
例えば、「借りてから開墾をしたいんだ」と申請のあった場合は、そういった状況でも、事務局としては農地として議案を載せさせていただく判断となります。
借受人の希望と地主の貸付の意向で申請されていますので、そこを踏まえたうえでご審議をお願いします。
こちらの議案につきましては、町長からの諮問に対しての農業委員会の回答になります。つきましては、諮問への回答として今の件を事務局で整理し、意見書に添える形で一緒に上げさせていただくことはできます。

議長　そうしますと、可決と否決では可決となりますか。

第２回定期総会議事録

事務局	可決の中で、説明として現状では疑義が残るという程度ですが、意見書に別紙を添える形で上げさせていただきます。
議長	そのような形でいかがでしょうか。 他にはございますか。 （質疑なし）
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。委員関係案件を除く申請番号６３番から１３３番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、委員関係案件を除く申請番号６３番から１３３番については可決、承認されました。これにより、八和田地区の案件はすべて可決承認されました。ありがとうございました。 以上で、今回申請のあった案件についてはすべて承認されました。ありがとうございました。 なお、議案第３号は原案のとおり承認することを町に回答いたします。 つづきまして日程５、議案第４号「令和７年度最適化活動の目標の設定等（素案）について」を上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。議案第４号、令和７年度最適化活動の目標の設定等（素案）について、「令和７年度最適化活動の目標の設定等（素案）について、承認を求める」とのことです。 「農業委員会による最適化活動の推進等について」という農林水産省からの通知に基づき、各農業委員会は最適化活動の目標を設定をすることとされています。 目標の設定につきましては、「農地利用最適化交付金」の交付要件としても位置づけられているため、小川町農業委員会でも毎年度目標を設定し、県への報告とともに広く公表しています。 なお、「農地利用最適化交付金」の交付要件は、大きく３点あります。 １つ目は、最適化活動の目標の設定や活動の記録、点検・評価の実施、そしてその結果の報告・公表を行うこと。本議案はこの行為にあたります。 ２つ目は、農業委員会サポートシステムの情報を適正に更新していること。なお、これにつきましては、事務局が鋭意作業を行っているところです。 そして３つ目は、やむを得ない事情がない限り、ひと月の活動日数が０日である委員さんがいないこと。 このすべてを満たすことが交付要件となっています。 それでは別添の議案第４号（資料）をご覧ください。

第２回定期総会議事録

本議案は、「令和７年度最適化活動の目標の設定等」という題目のもと、２つの大きな柱で構成されており、１ページ目は、１つ目の大きな柱である「令和７年４月１日現在の農業委員会の状況」が記載されています。今回の改選を受け、４月１日から始動した第２５期小川町農業委員会の体制や、直近の調査等の内容をまとめた「農家や農地等の概要」となります。小川町の現状ということになりますので、各自でご確認をお願いいたします。

続く２ページ目からにつきましては、もう１つの大きな柱である「最適化活動の目標」が記載されておりますが、この目標は、「成果目標」と「活動目標」に細分化されています。

まず、２ページ目の成果目標ですが、「農地の集積」の目標として（１）の②をご覧ください。「令和１５年度までに集積率５６％」とありますが、この数字は県の指針を転記したものです。その上の表にありますように、これまでの集積率は２９．７％ということですが、この数字を今から９年間かけて５６％にまで上昇させようというものです。これを達成するためには、１年で約３％程度集積率を上積みさせていく必要があります。このような考えから、きりの良い整数として２２．００haを「今年度の新規集積面積」とし、「今年度末の集積率の目標」を３３．３％に設定いたしました。なお、集積面積の目標は、昨年度と同じ数値となっています。

次に、「遊休農地の解消」の目標として、（２）の②をご覧ください。遊休農地の解消方針として、bの箇所に記載があるように「農地法第３条の下限面積要件が撤廃され、小さな面積でも農業が始めやすくなったことを広く周知すること等により、新規就農のハードルを下げるとともに、農地等の利用を更に促進することで遊休農地（耕作放棄地）の解消に努めるものとする」とし、昨年度同様、解消目標面積を６．００haとしています。

更に、３ページ目に移りまして「新規参入の促進」の目標は、（３）の②にあるように５．３２haとさせていただきました。この数字は、過去３年度の権利移動面積の平均の１割以上というルールに基づくものです。

なお、「活動目標」につきましては、３ページ目に記載のとおりの目標を掲げさせていただきましたので、各自でご確認をお願いいたします。

今回、本議案の目標をご承認いただきましたら、例年同様、県に報告するとともに、町ホームページにて公開する予定としています。

以上、議案第４号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。はじめに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長　それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

（質疑なし）

議長　質疑がないようですので、採決に入ります。議案第４号につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

第２回定期総会議事録

議長	全員賛成ですので、議案第４号については可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして日程６、報告第１号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」を上程いたします。今月は２件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。
事務局	はい、事務局です。 報告第１号、農地法第５条第１項第６号の規定による届け出について、「申請人より農地法第５条第１項第６号の規定による届け出があったので報告する」との事です。 （申請番号１番から２番を順に報告） 以上、報告させていただきます。
議長	ありがとうございました。 次に「その他」について、その他として議題として取り上げることはないでしょうか。 （挙手なし）
議長	ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和７年４月第２回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後４時１５分です。